（部門共通・規程１－２）

付１． 特許に関する覚書の内容（参考）

項　　目	取 り 決 め 内 容
(1)出願に関する届出	必要。出願に先立ち，発明等の明細を当該特別専門委員会委員長を経由して，技術委員会委員長に提出。
(2)出願に関する承認	必要。技術委員会委員長の承認を要す。
(3)帰　属	技術委員会委員長は部門運営委員会委員長に諮り，その発明等が当該特別専門委員会の研究調査業務に属すると認めた場合は，発明者の所属する機関との共有とし，以下の条件で他に実施させるものとする。
(4)費用の負担	発明者の所属する機関の負担。ただし，教唆者の場合はこの限りではない。
(5)発明者への報酬	なし。
(6)実施条件	①　発明者以外の委員の所属する機関には，優先的条件（一般的対価条件の 3/10）により通常，実施権が許諾される。 ②　第三者への実施許諾については，共有者が協議の上決定し，実施料収入の配分は別に定める。